

公 告

筑紫野市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用ため池整備事業を県営芋ヶ谷地区土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出してください。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については、下記のとおりです。

令和7年11月17日

申請人

八尋 隆彰
砥綿 正俊
井上 猛
八尋 博子
井上 次繁
座親 美代子

記

1 縦覧に供する書類の名称

県営芋ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備事業）事業計画概要書

2 縦覧期間

令和7年11月17日から令和7年12月16日まで（閉庁日を除く20日間）

3 縦覧の場所

筑紫野市役所（3階 農政課）

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

筑紫野市役所農政課内

県営芋ヶ谷地区土地改良事業申請人代表 八尋 隆彰

（2）意見書の提出期限

令和7年12月16日（縦覧期間満了の日）

（3）意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては住所・氏名を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。

③ 提出された意見書（②の住所・氏名等を除く。）は公表する場合があるとともに、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

④ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

〔一定地域〕

[illegible]